電力需給契約条項

（総則）

第１条　甲及び乙は、契約書記載の電力需給契約に関し、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書に従い、これを履行するものとし、乙は、甲が使用する電力を需要に応じて供給し、甲は、その代価として、乙に代金を支払うものとする。

２　甲及び乙は、契約の履行に当たり、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号。以下「電事法」という。）その他関係法令を遵守するものとする。

３　甲及び乙は、契約の履行に当たり、契約書、この契約条項及び甲の示した仕様書に明記されていないものについては、甲乙協議の上、航空自衛隊標準契約条項の関係条項及び乙の定める約款（基本契約要項等）の関係条項によることができる。

（権利義務の譲渡の禁止）

第２条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

（委任又は下請負の禁止）

第３条　乙は、電力供給に関し、電事法第２条第１項第３号に規定する小売電気事業者その他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、一時供給が不足、又は停止する等の事態が生じたとき等については、あらかじめ甲に通知し、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（特許権等）

第４条　乙は、この契約の履行に当たり第三者の有する特許法（昭和３４年法律第１２１号）、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）若しくは意匠法（昭和３４年法律第１２５号）上の権利等又は技術上の知識に関し、第三者の権利を使用する必要があるときには、すべて乙の責任において処理するものとする。

（仕様書等の疑義）

第５条　乙は、仕様書等に疑義がある場合には、すみやかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（小売電気事業者であることを証する書類の提出等）

第６条　乙は、甲の求めに応じて、電事法第２条第１項第３号に規定する小売電気事業者であることを証する書類（電事法第２条の３第１項の申請書、同条第２項の規定により添付した書類、電事法第２条の４第１項の登録年月日及び登録番号その他甲が示すものをいう。）の写し等を甲に提出し、又は通知するものとする。

（供給の保証）

第７条　発電設備の事故等により、乙が甲に供給する電力に不足が生じた場合、乙は、甲が必要とする電力を乙の負担により供給するものとする。

（使用電力の増減）

第８条　甲の使用電力量は、甲の都合により、予定使用電力量を上回り、又は、下回ることができる。

（管轄区域電力会社との接続契約により生ずる債務の負担）

第９条　乙が供給場所の区域を管轄する電事法第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者と締結する接続供給契約によって電力の供給を行う場合は、当該接続供給契約によって生ずる料金その他の金銭債務（甲に起因して生ずる金銭債務を除く。）は、乙の負担とする。

（契約電力の変更）

第１０条　契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、変更するものとする。

２　甲が前項の規定によらず、契約電力を超過した場合は、契約超過料金の支払いについて甲乙協議を行い、契約超過料金の支払いが適当であると認めたときは、甲は、当該協議に基づいて決定された金額を契約超過料金として、乙に支払うものとする。

（契約の変更）

第１１条　甲は、前条のほか、必要がある場合には、契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

２　甲は、前項の規定により契約に定めるところを変更したときには、乙と協議の上、契約金額を変更することができる。

（事情の変更）

第１２条　甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定め

るところが不当になったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

２　前条第２項の規定は、前項の規定により、契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

（危険負担）

第１３条　契約履行について生じた損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する理由による場合の損害については、この限りではない。

（不可抗力による損害）

第１４条　天災地変、その他不可抗力によって、契約履行について損害を生じたときには、乙は、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

２　前項に規定する損害が、契約代金に比して重大と認められるものであって、乙が善良な管理者の注意を払ったと認められる場合にあっては、その損害額の負担は、甲乙協議して定める。ただし、その損害が軽微なもの又は乙が善良な管理者の注意を怠ったと認められる場合は、乙の負担とする。

（監督官）

第１５条　甲は、必要と認めた場合には、監督官を定め、その氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

２　監督官は、乙の契約履行について、立会い、指示、審査及び確認その他の方法により、必要な監督を行うものとする。

３　前項に規定する監督に要する直接の費用等は、乙の負担とする。

（計量及び検査）

第１６条　乙は、契約書等に定める計量日時に計量器の読みとりにより使用電力量を計量及び記録し、甲の指定する検査官の検査を受けるものとする。

２　乙は、原則として、計量値の確認を自動検針により行い、計量結果を速やかにファクシミリ等で甲へ通知するものとする。

３　甲の指定する検査官による検査は、前２項の計量結果等に基づき、行うものとし、疑義が生じた場合、甲は、速やかに乙に通知するものとする。

（料金の算定期間）

第１７条　電力使用料金の算定期間は、原則として、月ごととし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

（契約代金の支払）

第１８条　乙は、第１６条による検査終了後、契約金額（基本料金単価）に契約電力を乗じて得た額に、契約書に定める当該月における使用電力量に契約金額（電力量料金単価等）を乗じて得た額その他契約書により算出された額を加算した額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）に、消費税額及び地方消費税額を加算した額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）を、月ごとに甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に支払いをしなければならない。

（支払遅延利息）

第１９条　甲は、前条に規定する期間内に契約代金を乙に支払わない場合には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）に基づき、支払期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未払金額に対し、同法第８条第１項の規定に基づき財務大臣の定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（計量器等の設置に係る負担金）

第２０条　乙が契約履行に当たり必要となる計量器及びその付帯設備並びに通信回線等（以下「計量器等」という。）の提供及び設置に係る費用は、乙の負担とする。

２　乙は、計量器等が甲の負担となる電力供給を伴う場合には、当該電力使用料金を毎月甲に支払うものとし、使用料金の算定は、使用電力に係る算定料金に消費税及び地方消費税額を加えたものとする。

３　甲は、求められた場合には、乙の計量器等への電力供給を行うとともに、設置場所を無償で提供するものとする。

（甲の解除権）

第２１条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき理由により、甲の需要に応じた電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき

(2) 前号のほか、乙がこの契約に違反したことによって契約の目的を達することができないとき。

２　前項の規定により契約を解除したときには、契約保証金は、解除部分の金額の１００分の１０に相当する金額を国庫に帰属するものとし、契約保証金の納付を免除されている場合には、乙は、解除部分の金額の１００分の１０に相当する金額を違約金として甲の定める期限内に納付しなければならない。ただし、その金額が１００円未満であるときはこの限りではない。

３　前項に規定する解除部分の金額については、当該月の解除部分の予定電力使用量に係る金額を基準とし、甲乙協議して定める。

４　乙が第２項に規定する違約金を指定した期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第２９条第１項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

（無償の契約解除）

第２２条　天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により乙が契約の解除を申し出て、甲がこれを承認したときには、甲は、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

（乙の解除権）

第２３条　乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第１０条第２項及び第１１条第２項に規定する甲との協議が整わないとき

(2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき

（契約解除の制限）

第２４条　乙は、前２条の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、甲の要求がある場合には、甲の指定する期間まで電力供給を継続するものとし、この契約は解除できないものとする。

（甲の契約解除と損害賠償）

第２５条　甲は、自己の都合により、必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　乙は、第２３条又は前項の規定による契約解除の場合で、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

３　前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から３０日以内に書面により行わなければならない。

４　第２項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

（乙の損害賠償）

第２６条　乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払期日を指定し、その損害の賠償を請求することができる。

２　前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

３　第１項の規定に基づく損害賠償額は、その額が契約保証金又は第２１条第２項に規定する違約金の額に満たないときには、契約保証金又は違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超える場合、その差額を甲は乙から徴収することができる。

４　乙が前３項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償額を指定された期日までに納付しないときには、第２１条第４項の規定を準用する。

（第三者に及ぼした損害）

第２７条　契約履行につき第三者に損害が生じ当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。ただし、乙が甲の責に帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときはこの限りではない。

３　前２項の規定を適用する場合、その他契約の履行につき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその解決処理に当たるものとする。

（相殺）

第２８条　乙が甲に対して支払うべき金銭債務がある場合には、甲は、乙に対する支払代金から当該債務を相殺することができる。

（信用等の調査）

第２９条　甲は、契約金額の変更、損害賠償金等の算定又は債権の保全その他必要があるときには、乙の業務又は資産の状況に関して乙の事務所等に立入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

２　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

３　甲は、第１項の規定により、乙の秘密を知った場合、これを第三者に漏らしてはならない。

（秘密の保持）

第３０条　甲及び乙は、この契約の履行に伴い、相手方の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らし又は利用してはならない。この契約終了後においても同様とする。

（その他）

第３１条　この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議して定め又は解決するものとする。